

四万十町再犯防止推進計画(案)策定の概要

1. 計画策定の目的

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在します。

そのような者の再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援することが必要とされています。

四万十町においても、犯罪をした者等が孤立することなく地域の一員として住み続けられるように、「四万十町再犯防止推進計画（案）」を策定し、国、高知県、保護司会など関係機関と一体となった支援を総合的に実施していくことを目的とします。

2. 計画策定のスケジュール

年	月	日	内 容
令和 4	4	25	「計画策定の概要」を町長承認 「計画委員会設置要綱（案）」作成
		28	公募委員募集開始 (~5/20、応募結果なし)
	5	10	庁内に「計画」策定に向け協力を依頼
		18	事務補助業務委託 委託先：高幡保護区保護司会 内容：委員候補調整、資料収集、その他
	7	6	第1回委員会 委嘱状交付、計画（案）の概要等を協議
	10	中旬	(予定) 第2回委員会 計画（案）提示・協議、意見公募日程確認
	11	中旬	(予定) 計画（案）の意見公募を実施 公募期間：3週間程度（指定閲覧場所、HP）
令和 5	1	下旬	(予定) 第3回委員会 意見公募結果協議、計画（案）の承認 委員会 → 町長へ計画（案）を提示
	3	下旬	計画決定・公表
	4	1	計画の実施

3. 字句等の表記

計画名等を簡略化するため、以下の通り表記します。

四万十町再犯防止推進計画（案）： 「本計画」

高知県再犯防止推進計画 ： 「県計画」

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）：「法」

4. 町計画策定の根拠

町計画は、法第 8 条第 1 項に定める計画として策定します。

対象者は、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者（以下「犯罪をした者等」という。）のうち支援が必要な者とします。

【参考：再犯の防止等の推進に関する法律】

（ 国等の責務）

第 4 条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

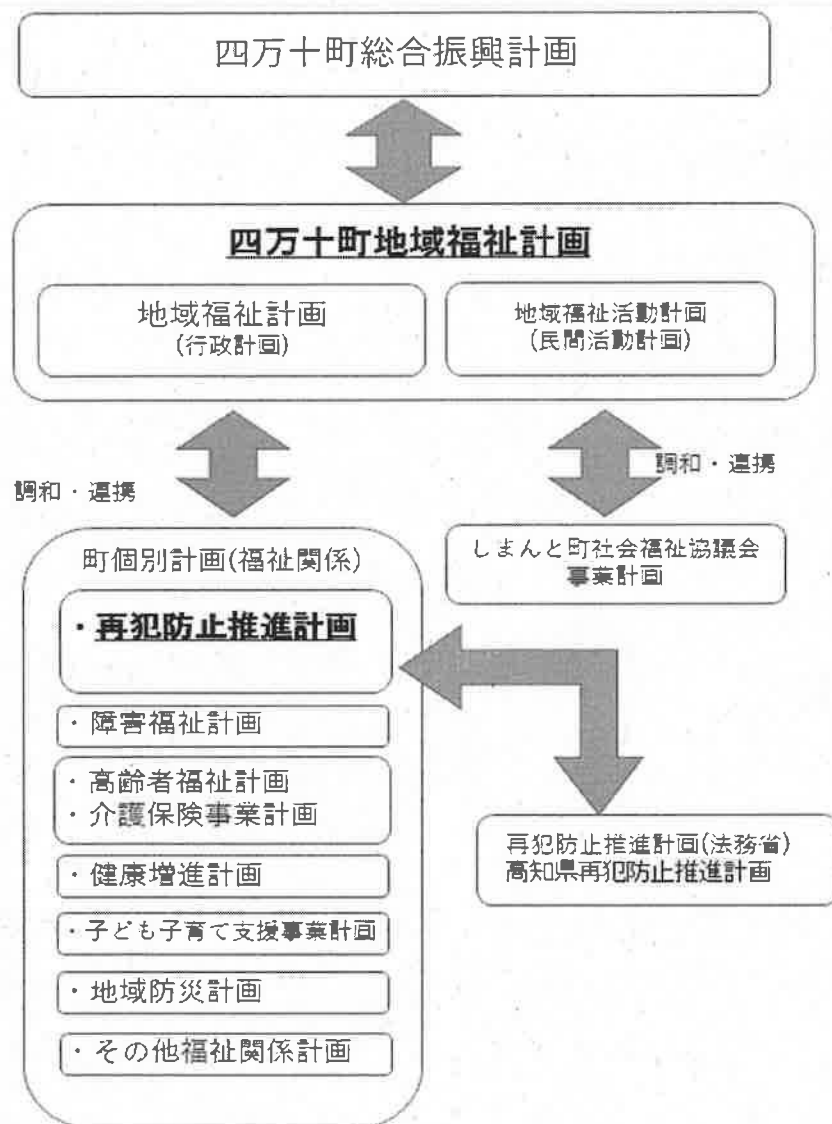
2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方再犯防止推進計画）

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

5. 町計画の位置づけ

本計画は、四万十町地域福祉計画の個別計画として位置付けます。



6. 計画期間

本計画の期間は、令和5年度(2023)から令和9年度(2027)までの5年間とします。

7. 本町が取り組む重点課題

国・県等の課題を参考に、本計画で取り組む重点課題を設定します。

本計画では、下記項目のうち、本町が優先的に取り組むべき課題を「重点課題」に設定します。

	重点課題の例（「作成の手引き」より）	県	M市	町
①	就労・住居の確保	○	○	○
②	保健医療・福祉サービスの利用の促進	○	○	○
③	学校等と連携した就学支援	○	—	—
④	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等	○	—	—
⑤	民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等	○	○	○
⑥	国・民間団体等との連携強化等	○	○	○

8. 計画の進行管理

本計画を推進するため、委員会において、計画や支援の内容等を確認します。

委員会は、年1回程度とし、委員長が必要に応じて招集します。

なお、委員会において、必要と判断されれば、計画期間中においても適宜、計画変更の必要性を町長に提案していきます。

